

PART 2

ROAD RACES

ロード・レース

2026年1月1日改訂版

色分けについて: 改定箇所: 赤字、削除された箇所: 取り消し線 + 緑色、既存の訳を修正した箇所: 水色

Chapter I CALENDAR AND PARTICIPATION
第1章 競技日程と競技への参加

改訂前	改訂後
2.1.004 混成チームは、第2.1. 005条により参加資格を有し、かつ特定の大会に登録されている異なるチームの競技者からのみ構成される。 UCIチームに登録されている競技者は、混成チームの一員となることは許可されない。UCIに登録されているチームは、混成チームを結成することは許可されない。 同一の混成チームは、1シーズンに複数の大会に参加することは許可されないものとする。ただし主催者による参加申込みの確認前にUCIから許可された場合を除く。 混成チームの競技者は同一のジャージを着用するものとする。ジャージには通常のスポンサーの広告を表示することができる。それはナショナル	2.1.004 混成チームは、第2.1. 005条により参加資格を有し、かつ特定の大会に登録されている異なるチームの競技者からのみ構成される。 UCIチームに登録されている競技者は、混成チームの一員となることは許可されない。UCIに登録されているチームは、混成チームを結成することは許可されない。 同一の混成チームは、1シーズンに複数の大会に参加することは許可されないものとする。ただし主催者による参加申込みの確認前にUCIから許可された場合を除く。 混成チームの競技者は同一のジャージを着用するものとする。ジャージには通常のスポンサーの広告を表示することができる。それはナショナル

ル・ジャージであってはならない。混成チームの名称は、競技者のクラブ・チームの名称で構成されるものとする。

~~ル・ジャージであってはならない。混成チームの名称は、競技者のクラブ・チームの名称で構成されるものとする。~~

混成チーム

混成チームは、最大で2つの異なるチームまたはクラブに所属する競技者のみで構成されなければならない。また、これらのチームまたはクラブのいずれもが、条項2.1.005に基づいて参加資格を有していなければならない。

混成チームは、年間で1大会に限り登録することができ、当該大会においては、構成する各チームの名称を組み合わせ、語尾に「mix」を付してチーム名としなければならない。

混成チームを構成する各チームは、当該大会において、自チームの通常登録メンバーの中から最低2名の競技者を出場登録しなければならない。

混成チームを構成する2つのチームは、同一の国籍でなければならない。ただし、その一方がヨーロッパ域外で設立されたクラブである場合は、国籍が異なることが認められる。

混成チームは、2つのナショナルチームによって構成することもできる。この場合、各ナショナルチームは、当該大会に少なくとも2名の競技者をエントリーしなければならない。

UCIに登録されたチームに所属する競技者は、混成チームに参加することは認められない。同様に、UCI登録チームが混成チームを結成することも認められない。

混成チームの一員として参加する競技者は、それぞれの所属チームまたはクラブのジャージを着用しなければならない。

	2.1.004 bis ジュニア・ディベロップメントチーム ジュニア・ディベロップメントチームは、条項2.1.005の規定に従い、ジュニア競技への参加を目的として、1年間の期間をもって設立されるものとする。 ジュニア・ディベロップメントチームは、所属競技者の過半数の国籍に対応する国内連盟によって、当該連盟が定める要項に定める手続きに従い登録されなければならない。 チームは、該当する国内連盟に正式に加盟しているクラブ、またはUCIに以下のいずれかのカテゴリで登録されているチームによって運営されなければならない： UCIワールドチーム、UCI女子ワールドチーム、UCIプロチーム、UCI女子プロチーム。運営団体は、チームの運営および競技に関するすべての責任を負うものとする。 UCIまたは大陸連合は、自転車競技の発展に関する特定の方針の一環として、主に自転車競技新興国出身の競技者で構成されるジュニア・ディベロップメントチームを設立することができる。 このようなチームは、その国際的な性格および国家間の公平性を考慮し、国籍も所属国内連盟も持たないものとみなされる。大会には、UCワールドサイクリングセンターまたは該当する大陸連合の名義で登録されるものとする。 チームは最大15名の競技者で構成することができ、全員が当該シーズンを通して登録されなければならない。 チームが参加する競技日程は、国内連盟と協議の上で決定されるものとする。 チームは、シーズンを通して統一された正式名称およびジャージを採用しな
--	---

	なければならない。各国内連盟は、自連盟に登録されたジュニア・ディベロップメントチームのリストを、遅くとも3月1日までにUCIに通知しなければならない。 UCIは、国内連盟から通知されたチームのリストを、自らのウェブサイトに掲載しなければならない。
--	---

(改定後)

2.1.005

International races and participation

国際競技と参加

国際競技日程	競技カテゴリ	クラス	参加
オリンピック競技大会	ME WE	JO	第XI部による
世界選手権大会	ME WE MU WU MJ WJ	CM	ナショナル・チーム、世界選手権規則(第IX部参照)に従う
大陸選手権大会	ME	CC	ナショナル・チーム、大陸選手権規則(第X部参照)に従う
大陸競技大会	WE	JC	ナショナル・チーム、競技大会の特別規則に従う
地域競技大会	MU WU MJ WJ	JR	地域競技大会規則(第X部参照)に基づくナショナル・チーム
UCIワールドツアー	ME	1. UWT 2. UWT	- UCIワールドチーム(第2.15.127参照) - 招待されたUCI プロチーム - PCCが決定した大会の開催国のナショナル・チーム

国際競技日程	競技カテゴリ	クラス	参加
UCIヨーロッパ・ツアー	ME MU	1.Pro	- UCIワールドチーム (最多 72 %)
		2.Pro	- UCI プロチーム - 開催国のUCIコンチネンタルチーム ⁽¹⁾ - 開催国のUCIシクロクロス・プロチーム ⁽¹⁾ - 開催国外のUCIコンチネンタルチーム (最多2) ⁽¹⁾ - 主催者の国のナショナル・チーム
		1.1 2.1	- UCIワールドチーム (最多 50%) - UCI プロチーム - UCIコンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム
		1.2 2.2	- 開催国のUCIプロチーム - 開催国外のUCIプロチーム (最多2) - UCIコンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム
	MU	Ncup 1.2 Ncup 2.2	ナショナル・チーム 地域およびクラブ・チーム (最多16%)⁽²⁾ 混成チーム
UCI America Tour UCI Asia Tour UCI Oceania Tour UCI Africa Tour	ME	1.Pro 2.Pro	- UCIワールドチーム (最多 72%) - UCI プロチーム - UCIコンチネンタルチーム ⁽¹⁾ - UCIシクロクロス・プロチーム ⁽¹⁾ - ナショナル・チーム
		1.1 2.1	- UCIワールドチーム (最多 50%) - UCI プロチーム - UCIコンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム

国際競技日程	競技カテゴリ	クラス	参加
			- ナショナル・チーム
		1.2 2.2	- UCI プロチーム - UCIコンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - アフリカの混成チーム ⁽³⁾
		1.2 2.2	- UCI プロチーム - UCIコンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - アフリカの混成チーム ⁽³⁾
	MU	1.2 2.2	- UCIコンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム
		Ncup 1.2 Ncup 2.2	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム (最多 16%)⁽²⁾ - 混成チーム
女子エリート	WE	1. WWT 2. WWT	- UCI女子ワールドチーム (最少 8) - UCI女子プロチーム - UCIの承認の下に主催国のナショナル・チーム
		1.Pro 2.Pro	- UCI女子ワールドチーム (最少 4) - UCI女子プロチーム - UCI女子コンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム

国際競技日程	競技カテゴリ	クラス	参加
		1.1 2.1	- UCI女子ワールドチーム(最少 1、最多7) - UCI女子プロチーム - UCI女子コンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム
	WE WU	1.2 2.2	- UCI女子プロチーム - UCI女子コンチネンタルチーム - UCIシクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム⁽⁵⁾ - 地域およびクラブ・チーム⁽⁵⁾ - 混成チーム⁽⁵⁾
男子ジュニア	MJ	1.NCup 2.NCup	- ナショナル・チーム⁽⁵⁾ - 地域およびクラブ・チーム (最多 16%)⁽⁵⁾ - 混成チーム⁽⁵⁾
		1.1 2.1	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム - ジュニア・ディベロップメントチーム
女子ジュニア	WJ	1.NCup 2.NCup	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム
		1.1 2.1	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム WJ 1 - ジュニア・ディベロップメントチーム

⁽¹⁾UCI プロシリーズ大会で競技するためには、UCIコンチネンタルチームおよびUCIシクロクロス・プロチームは、UCIウェブサイ

トに掲載されている財務責任書に定められている通り、UCIプロシリーズ大会に関連するドーピングに対する戦いのためのプログラムに寄与しなければならない。関係するチームはUCIウェブサイトに掲載されるリストに含まれることになる。

(2) 主催者の国または主催者の国と国境を接する国の地域およびクラブ・チームのみが、その国のナショナル・チームも競技に参加する場合に限り参加できる。

(3) UCIアフリカ・ツアーにおいてのみ。

(4) 大会の30日前の時点で、確定したチーム数が必要とされる最小数を下回っており、かつ主催者が、すべてのUCI女子ワールドチームおよびUCI女子プロチームに対して正式な招待を行ったことをUCIに証明した場合には、UCIは主催者に対し、第一段階として開催国に登録されているUCI女子コンチネンタルチームの招待を、第二段階としてその他のUCI女子コンチネンタルチームの招待を認めることができる。

(5) ジュニア2年目の女子は、そのライセンスを発行した国内連盟の許可があれば、これらのチームに含めることができる。

UCIワールドツアーレースで競技するために、競技者はアンチ・ドーピング機構に6週間以上の正確な居場所情報を提出しかつ更新しなければならない、さらにUCIにより実施される生体パスポートに従うことを条件とする。

改訂前	改訂後
2.2.025 競技者の品行 競技者は、主催者が提供するごみ捨て区域外に、食べ物やバッグや水筒や衣類等を投げ捨ててはならない。 競技者は、主催者が提供するごみ捨て区域内の路肩にのみ、安全に注意しながら、ごみを捨てなければならない。競技者は道路自体の上になにも投げ捨ててはならない。競技者はボトルや衣服をチーム・カーまたは大会運営車両や競技者への補給を担当するチーム・スタッフに渡して処分することもできる。 猛暑の場合、チーフ・コミセールは主催者と協議の上で、特例措置が発令することがある。競技者が水筒を廃棄する際のその他の例外的な状況については、コミセールの裁量にゆだねられるものとする。	2.2.025 競技者の品行 競技者は、主催者が提供するごみ捨て区域外に、食べ物やバッグや水筒や衣類等を投げ捨ててはならない。 競技者は、主催者が提供するごみ捨て区域内の路肩にのみ、安全に注意しながら、ごみを捨てなければならない。競技者は道路自体の上になにも投げ捨ててはならない。競技者はボトルや衣服をチーム・カーまたは大会運営車両や競技者への補給を担当するチーム・スタッフに渡して処分することもできる。 猛暑の場合、チーフ・コミセールは主催者と協議の上で、特例措置が発令することがある。競技者が水筒を廃棄する際のその他の例外的な状況については、コミセールの裁量にゆだねられるものとする。

ガラス製品の携行および/または使用は禁止する。 競技者は、著しい利点を得るために車両につかまったり車両を押したりしてはならない。第2.12.007条に規定される制裁に加えて、懲戒委員会は200から5,000スイスフランの罰金のみならず最長1ヶ月の資格停止を科することができる。 歩道、小道、自転車道または路側の使用 第2.2.015条で規定する、縁石、路肩、路面高の差または他の物理的特徴によって分離された、コースの一部ではない歩道、小道、自転車道の使用は厳禁とする。 特に、そうした行為により、他の競技者、観客またはレース要員に対して危険な状況が生じた場合、または他競技者より著しい優位を得るような状況が生じた場合、当該競技者は第2.12.007条に従って制裁される。 自転车上での姿勢 競技者は条項1.3.008に定められた姿勢を遵守しなければならない。自転車のトップ・チューブに座ることは禁止される。さらに、前腕をハンドルバーの上に乗せて支点として用いることも、タイムトライアルを除いて、禁止される。	ガラス製品の携行および/または使用は禁止する。 競技者は、著しい利点を得るために車両につかまったり車両を押したりしてはならない。第2.12.007条に規定される制裁に加えて、懲戒委員会は200から5,000スイスフランの罰金のみならず最長1ヶ月の資格停止を科することができる。 歩道、小道、自転車道または路側の使用 第2.2.015条で規定する、縁石、路肩、路面高の差または他の物理的特徴によって分離された、コースの一部ではない歩道、小道、自転車道の使用は厳禁とする。 特に、そうした行為により、他の競技者、観客またはレース要員に対して危険な状況が生じた場合、または他競技者より著しい優位を得るような状況が生じた場合、当該競技者は第2.12.007条に従って制裁される。 自転车上での姿勢 競技者は条項1.3.008に定められた標準的な乗車姿勢を遵守しなければならない。自転車のトップチューブに座るような姿勢、またはサドルの前方に体を押し付けるようなその他の不適切な姿勢は、いずれも禁止される。さらに、前腕をハンドルバーの上に置いて支点とする行為も、タイムトライアルを除いて禁止される。ただしタイムトライアルの場合に限り、固定された追加のタイムトライアル用エクステンション・ハンドルバー上で行う場合には、この姿勢が認められる。
2.2.029bis 大会中の悪天候および競技者の安全に関する討議の実施要綱 本要綱の目的は、大会中における極端な気象条件または競技者の安全に関する事象や問題を予防し、または対処することにある。	2.2.029bis 大会中の悪天候および競技者の安全に関する討議の実施要綱 本要綱の目的は、大会中における極端な気象条件または競技者の安全に関する事象や問題を予防し、または対処することにある。

要綱は以下に適用される： - UCIワールドツアー - UCI女子ワールドツアー - UCIプロシ리즈 - 男子エリート その他のすべてのロード競技についても、適切な時には要綱の中で設定された手続を参照することが推奨される。 大会中の悪天候や競技者の安全に関する協議の実施要綱は本セクションに添付される（付属書B）。高温下暑熱環境下で開催されるイベントにおいて適用される対策について議論するための条件を規定した文書(付属書C)。	要綱は以下に適用される： - UCIワールドツアー - UCI女子ワールドツアー - UCIプロシ리즈 - 男子エリート クラス1の大会において、UCIワールドチームおよびUCIプロチームが少なくとも8チーム出走する場合 - 女子エリート クラス1の大会において、UCI女子ワールドチームおよびUCI女子プロチームが少なくとも6チーム出走する場合 その他のすべてのロード競技についても、適切な時には要綱の中で設定された手続を参照することが推奨される。 大会中の悪天候や競技者の安全に関する協議の実施要綱は本セクションに添付される（付属書B）。高温下暑熱環境下で開催されるイベントにおいて適用される対策について議論するための条件を規定した文書(付属書C)。
	2.2.035bis 調整員 1. 定義 調整員とは、主催者により運営スタッフの一員として任命され、大会中の競技者の安全並びに大会の円滑な運営を監督する者である。 調整員は、経験豊富な運転者が操縦するオートバイに同乗して移動するものとする。 UCIワールドツアーおよびUCI女子ワールドツアー競技大会においては、調整員を2名配置することが義務づけられる。UCIプロシ리즈およびクラス1競技大会においては、少なくとも1名配置することが義務づけられる。その他すべての大会においても、調整員の配置が強く推奨される。

	2. 資格 調整員は、以下の要件を満たしていなければならない： - 国内連盟のライセンスを取得していること。 - 自転車競技大会における豊富な経験を有していること（元競技者、または同等の専門知識を有する者が望ましい）。 - UCI規則およびUCIが発行する各種ガイドに関する十分な知識を有していること。 - 該当する大会の特別規則を理解していること。 3. 役割 調整員の役割は、UCIが発行する「ロード競技に関する調整員ガイド」に定められている。 4. 識別 調整員は、大会主催者が定める特定の赤い服装により、明確に識別できなければならない。 5. 連携 調整員は、レースの安全および円滑な運営を確保するため、大会セーフティーマネージャー、モーターサイクル・コミセール、およびその他の大会関係者と緊密に連携するものとする。
--	--

Chapter II GENERAL PROVISIONS

第II章 総則

§ 4 Circulation during the race

§ 4 競技中の交通

改訂前	改訂後
2.2.041 搭乗者 車両に搭乗するすべての者は、レース中の競技者、観客および他の車両の安全を確保するために、慎重な態度で行動しなければならない。	2.2.041 搭乗者 車両に搭乗するすべての者は、レース中の競技者、観客および他の車両の安全を確保するために、慎重な態度で行動しなければならない。その際、安全上のリスクを引き起こすおそれのある身振りをしたり、物を操作したり、運転手に指示を出したりしてはならない。
2.2.043 すべてのライセンス所持者は、第2.2.041条に関して自身の行動に責任を負う。 チームカーの搭乗者がライセンス所持者でない場合、チーム監督が第2.2.041条への違反についての責任を負う。 その他の車両の搭乗者がライセンス所持者でない場合、運転者が第2.2.041条への違反についての責任を負う。	2.2.043 すべてのライセンス所持者は、第2.2.041条に関して自身の行動に責任を負う。 チームカーの搭乗者がライセンス所持者でない場合、チーム監督が第2.2.041条への違反についての責任を負う。 報道車両の搭乗者がライセンス保持者でない場合、その車両のADカード保持者および運転手の双方が条項2.2.041違反の責任を負うものとする。 その他の車両の搭乗者がライセンス所持者でない場合、運転者が第2.2.041条への違反についての責任を負う。

Chapter IV INDIVIDUAL TIME TRIALS
第IV章 インディヴィデュアル・タイムトライアル

改訂前	改訂後
2.4.010 スタート 全競技者は、各自のスタート予定時刻の15分前までに、自転車のチェックに臨まなければならない。スタート前に、再度チェックが行われる場合がある。	2.4.010 スタート 全競技者は、各自のスタート予定時刻の10分前までに機材を持ってバイクチェックエリアに集合しなければならない。自転車のチェックに臨まなければならない。スタート前に、再度チェックが行われる場合がある。このチェックは義務であり、通過しなければスタートは認められない。最終チェックを終えた後、競技者はスタートまで、バイクチェックエリア、ウォームアップエリア、および待機エリアから構成される管理区域内に留まるものとする。 コミセールは、当日または前日の指定された時間に、任意参加の事前チェックを実施することができる。このチェックは非公式なものであり、チームによる機材の準備を支援することを目的としている。ここでは機材の使用可否についての判断は行われず、また、事前チェックは義務づけられた最終チェックの代替とはならない。

Chapter V
第V章

TEAM TIME TRIALS
チーム・タイムトライアル

改訂前	改訂後
2.5.008 チームは一定の間隔でスタートする。この間隔は、最後の方でスタートするチームの間において拡大することができる。	2.5.008 スタート順 チームは一定の間隔でスタートしなければならない。ただし、この間隔は、最後の方にスタートするチーム間については、より長い間隔を設定することができる。スタート間隔は、原則として4分未満であってはならない。 ただし、正当な理由があり、要請があった場合には、UCIはこの間隔を4分未満に短縮することを認める場合がある。大会主催者およびその他の関係者は、間隔の短縮を申請することができ、その際には必要な書類を添えてUCIに提出しなければならない。 大会主催者による申請は、原則としてテクニカルガイドの発行前に提出されなければならない。申請が受理された場合、その詳細は大会の特別規則に記載しなければならない。 テクニカルガイド発行後に申請が受理された場合は、その詳細はステージの開始前にレースコミュニケにて告知しなければならない。
2.5.009 スタート 各チームの競技者は、各チームのスタート予定時刻の15分前までに、自転車チェック場所に行かなければならない。 スタート前に、再度チェックが行われる場合がある。	2.5.009 スタート 各チームの競技者は、チームのスタート予定時刻の15分前までに、機材を持参のうえバイクチェックエリアに集合しなければならない。自転車手エックタ場所に行かなければならない。スタート前に、再度チェックが行われる場合がある。このチェックは義務であり、通過しなければスタートは認められない。最終チェック後、競技者はスタートまで、バイクチェックエリア、ウォームアップエリア、待機エリアから構成される管理エリア内に留まらなければならない。

	コミセールは、当日または前日の指定時間に、任意の事前チェックを実施することができる。このチェックは非公式なものであり、チームの機材準備の支援を目的とする。この時点では機材の使用可否についての決定は一切行われず、また、事前チェックは義務である最終チェックの代替にはならない。
--	--

Chapter XII RACE INCIDENTS AND SPECIFIC INFRINGEMENTS BY ORGANISERS
第XII章 レース中のインシデントおよび主催者による明確な違反行為

§1 Race incidents in the context of road events
ロード競技におけるレース中のインシデント

2.12.007 Table of race incidents relating to road events
ロード競技に関するレースインシデント表

(改定後)

2. 装備と新技術			
2.1 規則に適合しない自転車でレース/ステージのスタートに臨む	<u>競技者</u> ：スタートは拒絶される	<u>競技者</u> ：スタートは拒絶される	<u>競技者</u> ：スタートは拒絶される
2.2 規則に適合しない自転車を使用する	<u>競技者</u> ：除外または失格 <u>チーム</u> ：罰金 1,000 スイスフラン	<u>競技者</u> ：除外または失格 <u>チーム</u> ：罰金 500 スイスフラン	<u>競技者</u> ：除外または失格 <u>チーム</u> ：罰金 200 スイスフラン
2.3 第 1.3.010 条（第 12.4.003 条参照）に適合しない自転車の使用または存在	<u>競技者</u> ：除外または失格 <u>チーム</u> ：除外または失格	<u>競技者</u> ：除外または失格 <u>チーム</u> ：除外または失格	<u>競技者</u> ：除外または失格 <u>チーム</u> ：除外または失格
2.4 禁止された遠隔通信装置を競技者が使用	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>チーム監督</u> ：除外 <u>チームカー</u> ：除外	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>チーム監督</u> ：除外 <u>チームカー</u> ：除外	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>チーム監督</u> ：除外 <u>チームカー</u> ：除外
2.5 競技中に UCI 未承認の新技術、革新的な服装または装備を使用する	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格
2.6 機材チェックを回避、拒否、または妨害する	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>その他のチームメンバー</u> ：除外	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>その他のチームメンバー</u> ：除外	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>その他のチームメンバー</u> ：除外
2.7 禁止されている車上テクノロジー機器を使用する	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>その他のチームメンバー</u>	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>その他のチームメンバー</u>	<u>競技者</u> ：スタート拒絶、除外または失格 <u>その他のチームメンバー</u>

	二：除外	二：除外	除外
2.8 機材の意図的な誤用および/または損傷や不具合のある機材の使用	競技者：罰金 200 スイスフランおよび/または除外または失格および/またはイエローカード	競技者：罰金 100 スイスフランおよび/または除外または失格および/またはイエローカード	競技者：罰金 50 スイスフランおよび/または除外または失格

(改定前)

9 タイムトライアルの特別規則			
9.1.1 インディヴィデュアル・タイムトライアルにおいて、コミセールによるチェックを受けていない自転車でスタートする	競技者：除外または失格 チーム：罰金 1,000 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 500 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 200 スイスフラン
9.1.2 チーム・タイムトライアルにおいて、コミセールによるチェックを受けていない自転車でスタートする	チーム：罰金 1,000 スイスフランおよび除外または失格	チーム：罰金 500 スイスフランおよび除外または失格	チーム：罰金 200 スイスフランおよび除外または失格
9.2 タイムトライアルにおいて、競技者またはチームのスタート 15 分前までにチェックのために自転車または機材を提出しない	競技者：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフラン チーム監督：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフラン	競技者：関与した競技者毎に罰金 200 チーム監督：関与した競技者毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフラン チーム監督：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフラン

(改定後)

9 タイムトライアルの特別規則			
9.1.1 インディヴィデュアル・タイムトライアルにおいて、コミセールによるチェックを受けていない自転車でスタートする	競技者：除外または失格 チーム：罰金 1,000 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 500 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 200 スイスフラン
9.1.2 チーム・タイムトライアルにおいて、コミセールによるチェックを受けていない自転車でスタートする	チーム：罰金 1,000 スイスフランおよび除外または失格	チーム：罰金 500 スイスフランおよび除外または失格	チーム：罰金 200 スイスフランおよび除外または失格

9.2 個人タイムトライアルにおいては競技者のスタート時刻の少なくとも 45 10 分前までに、またチーム・タイムトライアルにおいては、チームのスタート時刻の少なくとも 15 分前までに、チェックのために自転車または機材を提出しない (01.01.26)	<u>競技者</u> ：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフラン <u>チーム監督</u> ：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフラン	<u>競技者</u> ：関与した競技者毎に罰金 200 <u>チーム監督</u> ：関与した競技者毎に罰金 200 スイスフラン	<u>競技者</u> ：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフラン <u>チーム監督</u> ：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフラン
---	--	---	--

Chapter XII RACE INCIDENTS AND SPECIFIC INFRINGEMENTS BY ORGANISERS
第XII章 レース中のインシデントおよび主催者による明確な違反行為

§1 Race incidents in the context of road events
ロード競技におけるレース中のインシデント

改訂前	改訂後
2.12.001 一般規定 ロード競技において、競技者、チーム、および他のライセンス所持者が関わるレース中におけるインシデントに関係する違反行為は、条項12.4.001に従い条項2.12.007のレースインシデント表の規定に従ってコミセールにより制裁される。 コミセールにより科される制裁は、コミセール・パネルのコミュニケに記載され、UCIに送付される。 レースインシデント表の特定の違反は、条項12.5.004に従い懲戒委員会により制裁されることがある。	2.12.001 一般規定 ロード競技において、競技者、チーム、その他のライセンス所持者および、該当する場合はADカード保持者が関与するレースインシデントに関する違反行為は、条項12.4.001に従い条項2.12.007に定めるレースインシデント表の規定に基づいて、コミセールにより制裁される。 コミセールにより科される制裁は、コミセール・パネルのコミュニケに記載され、UCIに送付される。 レースインシデント表の特定の違反は、条項12.5.004に従い懲戒委員会により制裁されることがある。

Annex B

改訂前	改訂後
Annex B 大会中の悪天候および競技者の安全に関する協議の実施要綱 1. 背景 UCI、競技者(CPA)、チーム(AIGCP)、および主催者(AIOCC)の代表者で構成されるワーキンググループは、大会中の極端な気象条件やこれにまつわる懸念または競技者の安全に関連したインシデントの場合の行動計画について合意した。 ワーキンググループは、競技者の安全と健康を絶対的優先事項と考えた。 本付属書は UCI 規則の構成要素を成し、条項 2.2.029bis に従って適用される。	Annex B 大会中の悪天候および競技者の安全に関する協議の実施要綱 1. 背景 UCI、競技者(CPA)、チーム(AIGCP)、および主催者(AIOCC)の代表者で構成されるワーキンググループは、ロード競技大会中に極端な気象条件、または競技者の安全に関わる懸念やインシデントが生じた場合の行動計画について合意した。 ワーキンググループは、競技者の安全と健康を絶対的優先事項と考えた。 本付属書は UCI 規則の構成要素を成し、条項 2.2.029bis に従って適用される。 2. 適用 本実施要綱は、以下の状況に適用される。 ステージまたはレースの開始に先立ち、極端な気象条件が見込まれる場合。かかる会議の招集につながりうる極端な気象条件としては、次のものを含む。 - みぞれ - 道路上の積雪 - 強風 - 極端な暑さまたは寒さ - 視界不良 - 大気汚染

会議の招集

会議は指名された代表者のいずれか（下記「代表者の指名」参照）の要請によるか、またはチーフ・コミセールを通じてUCIにより招集される。

会議

この会議は適切な環境において、正式に開催されるものとする。参加者は、すべての利害関係者の利益を考慮に入れるだけでなく、サイクリングスポーツの良いイメージを維持するよう努めつつ、互いの意見に耳を傾ける姿勢と常識を示し、建設的な精神で参加する。

チーフ・コミセールは会議の要約を作成し、レース報告書とともにUCIに送付する。

問題

本実施要綱は以下の場合、利害関係者（下記「代表者の指名」参照）による会議の義務的招集を要求する：

- ステージまたはレースの開始に先立ち極端な気象条件が見込まれる場合。

1. みぞれ
2. 道路上の積雪
3. 強風
4. 極端な暑さまたは寒さ
5. 視界不良
6. 大気汚染

会議の招集

会議は指名された代表者のいずれか（下記「代表者の指名」参照）の要請によるか、またはチーフ・コミセールを通じてUCIにより招集される。

問題

本実施要綱は以下の場合、利害関係者（下記「代表者の指名」参照）による会議の義務的招集を要求する：

— ステージまたはレースの開始に先立ち極端な気象条件が見込まれる場合。

2. ステージやレースの途中で天候が著しく悪化した場合。レース中に天候が著しく悪化したと見なされるのは、以下いずれかの条件に該当する場合である：

1. 視界不良
2. 強風
3. 降雪または路面凍結
4. 極端な暑さまたは寒さ
5. 大規模な衝突事故により道路の一部または全部が塞がれ、緊急時の対応が制限される場合
6. 現地当局または救急サービス機関が、主集団に差し迫った局所的な危険について警告を発した場合

競技大会またはステージのコースまたは運営に関する問題点とは、競技者の安全に対するリスクを代表するものである。以下の問題点は会議の招集につながることもある：

1. コースの安全上の欠陥（路面、障害物、保護対策および柵、標識、照明、下り坂、狭い道路、橋など）；
2. コース内への車両または人の侵入；
3. 競技大会の最終区間に特有の欠陥（道路幅員、保護対策および柵、最終コーナー、カメラマンの位置など）
4. 観客制御の失敗（振舞い、雑踏警備、発煙筒など）
5. レース車列中の車両の動きに関する欠陥

決定

遭遇した問題に応じ、また利害関係者間での協議の上、来るべき競技大会またはステージのために以下の対策を決定することができる：

1. 対策を講じない；
2. スタートまたはフィニッシュの地点または時刻を変更；
3. コースの変更またはステージ/レースの部分的ニュートラリゼーション；
4. コースおよび大会組織のための安全計画の強化；
5. UCI 規則に従い利害関係者によって採用されたその他の是正対策・行動；
6. ステージ/レースの中止。

会議によって利害関係者間の合意が得られない場合、主催者が、チーフ・コミセールの同意を得て対応を決定する。

3. ステージまたはレース競技大会またはステージのルートや運営に関して、競技者の安全にリスクをもたらす問題が生じた場合。以下の問題点は会議の招集につながることもある：

1. コースの安全上の欠陥（路面、障害物、保護対策および柵、標識、照明、下り坂、狭い道路、橋など）；
2. 認可を受けていない車両または人のコース内への侵入；
3. ステージまたはレース競技大会の最終区間に特有の欠陥（道路幅員、保護対策および柵、最終コーナー、カメラマンの位置など）
4. 観客の管理不備（行動、雑踏警備、発煙筒など）
5. レース車列中の車両の運行に関する不備

3. 決定

遭遇した問題に応じ、また利害関係者間での協議の上、来るべき競技大会またはステージのために以下の対策を決定することができる：

1. 対策を講じない；
2. スタートまたはフィニッシュの地点または時刻を変更；
3. コースの変更またはステージ/レースの部分的ニュートラリゼーション；
4. コースおよび大会組織のための安全計画の強化；
5. UCI 規則に従い利害関係者によって採用されたその他の是正対策・行動；
6. ステージ/レースの中止。

条項 2.2.029 は、主催者および／またはチーフ・コミセールが講じることのできる措置についてさらに明確化している。

可能な限り、および当該大会が開催される国で適用される法律の範囲内で、決定はレース(または当該ステージ)の朝に、またいかなる場合もスタート前に、下される、または確定されるものとする。

競技大会またはステージの開始後に、予期されていなかった気象条件によりレースの安全性および公平性が確保できない場合、チーフ・コミセールはレースのニュートラリゼーションを行い(レース・ディレクターの車両および／またはコミセールの車両の後ろについて減速走行)、その後、関係者と協議の上でレースを再開するか否かを決定するものとする。ニュートラリゼーション解除後にレースが再開された場合、コミセール・パネルはレースの状況に応じて、ニュートラリゼーション前のグループ間のタイム差を復元するか否かを決定する。

レース中の決定に関して、チーフ・コミセールは、特定の状況を考慮の上で関係者と適切な協議を行えるよう最善を尽くすものとする。レース中の競技者の代表として、CPA が事前に3名の競技者を指名することができる。指名にあたっては、レース中に下される決定の結果に直接的な利害関係を持つ可能性のある代表者(例:総合順位やポイント順位の首位者またはそのチームメイト)を避けるものとする。チーフ・コミセールは、協議した競技者の過半数が表明した意見(例:3人中2人)を根拠として決定を下すことができる。

条項 2.2.029 は、主催者および／またはチーフ・コミセールが講じることのできる措置についてさらに明確化している。競技者およびチームに対しては、適用される措置はラジオ・ツアーを通して通知しなければならない。

競技者およびチームに対しては、適用される措置はラジオ・ツアーを通して通知しなければならない。

4. ステージまたはレース開始前の会議

利害関係者会議は、指名された代表者のいずれか(下記「代表者の指名」参照)の要請、またはチーフ・コミセールを通じた UCI の要請により招集することができる。

気象条件が不確実または悪化するおそれがある場合には、ステージまたはレースの前日、および当日の朝に、追加の準備会合を開催することができる。

レース中の決定に関して、チーフ・コミセールは、特定の状況を考慮しつつ、関係者との適切な協議が行えるよう最善を尽くすものとする。

気象状況の分析は、レーダー、地域の気象観測所、突風マップなどの認定された気象ツール、ならびに関連する医療・安全報告書に基づいて実施されるものとする。

これらの会議は適切な環境において、正式に開催されるものとする。参加者は、すべての利害関係者の利益を考慮に入れるだけでなく、サイクリングスポーツの良いイメージを維持するよう努めつつ、互いの意見に耳を傾ける姿勢と常識を示し、建設的な精神で参加する。

決定は合意により行われるものとする。会議によって利害関係者間の合意が得られない場合、主催者が、チーフ・コミセールの同意を得て対応を決定する。

可能な限り、また当該大会が開催される国の適用法令に従う範囲内で、決定はレースまたは当該ステージ(該当する場合)の朝までに行うか、または

確認されていなければならない、いかなる場合もスタート前に完了していなければならない。

チーフ・コミセールは会議の要約を作成し、レース報告書とともに UCI に送付する。

ステージ／レース開始前に開催される会議には、以下の者が出席することができる。

- チーフ・コミセール
- 主催者代表：
 - レース・ディレクター(またはその代理人)
 - レース・ドクター
 - 大会安全責任者
- チーム代表：
 - AIGCP により指名された、参加チームのチーム監督(1)-
 - AIGCP により指名された、参加チームのチームドクター(該当する場合)(2)
 - CPA により指名された競技者代表(3)
 - UCI 代表者(大会に出席している場合)
 - AIGCP および CPA の会長(大会に出席している場合)

5. ステージまたはレース中に開催される会議

チーフ・コミセールが、「悪天候または安全上の理由による中断後のロードレース再開実施要項」の第1項および第2項に従ってステージまたはレースのニュートラリゼーションを決定する場合、チーフ・コミセールは、上記再開実施要項の第3.3項に基づき決定パネルを招集するものとする。

チーフ・コミセールは、2チームの代表者が重大な安全リスクを理由として即時の評価を正式に要請した場合にも、決定パネルを招集するものとする。決定パネルの構成は、「悪天候または安全上の理由による中断後のロード

代表者の指名

レース再開実施要項」第3.3項に示されているとおりとする。レース中における競技者の代表として、CPAが事前に3名の競技者を指名することができる(4)。

決定パネルは、無線またはその他の安全な通信手段を介して審議を行うことができ、レースの不必要な混乱を避けるため、可能な限り迅速に明確な決定を下すものとする。

ステージまたはレース中に下されるあらゆる決定に関して、チーフ・コミセールは、特定の状況を考慮した上で関係者と適切な協議を行えるよう最善を尽くすものとする。いかなる決定も、特定されたリスクに厳密に基づき、その範囲および期間が限定され、かつ相応でなければならない。

競技大会またはステージの開始後に、予期されていなかった気象条件によりレースの安全性および公平性が確保できない場合、チーフ・コミセールはレースのニュートラリゼーションを行い(レース・ディレクターの車両および／またはコミセールの車両の後ろについて減速走行)、その後、関係者と協議の上でレースを再開するか否かを決定するものとする。ニュートラリゼーション解除後にレースが再開された場合、コミセール・パネルはレースの状況に応じて、ニュートラリゼーション前のグループ間のタイム差を復元するか否かを決定する。

レース中の競技者の代表として、CPA が事前に 3 名の競技者を指名することができる。

6. 代表者の指名

競技者およびチームの代表者は、会議に自ら出席できるよう、大会期間中を通じて現地に常駐しなければならない。代表者は、自身が代表する当事者全体の利益のために行動し、立場を明確にする前に、可能であれば、異なる意見や利害を持つ可能性のある構成員を含め、代表する当事者のうち十分

利害関係者会議の参加者は下記の通りとする:

チーフ・コミセール

主催者代表

Director; レース・ディレクターまたは同人に指名された代理人

レース・ドクター

安全責任者

チーム代表

AIGCP に指名された、大会に参加するチームのチーム監督(1)

AIGCP に指名された、大会に参加するチームのチームドクター(該当者がいる場合)(2)

CPA により指名された競技者の代表者

UCI 代表者(大会に出席していれば)

上記の参加者に加えて、代表団体の会長も会議に参加することができる。

(1) AIGCP により指名されたチーム代表は、チーム監督会議の開始前までに大会のチーフ・コミセールに自己紹介を行う。チーム代表が AIGCP から指名されていない場合は、チーム監督会議において指名される。

(2) チームドクターの代表者の名前は、AIGCP から大会のチーフ・コミセールに伝えられる。チーム監督会議の開始前に代表者が指名されていない場合、会議の出席者リストに代わりの者を加えることはできない。

(3) CPA により指名された競技者代表は、チーム監督会議の開始前までにチーフ・コミセールに自己紹介を行う。競技者代表が CPA から指名されていない場合は、この代表者はチーフ・コミセールにより(当該競技者の同意を得

な数の人と事前に協議しなければならない。また、代表者は、自らの経験に基づき、勧告、意見、提案を提示するものとする。

利害関係者会議の参加者は下記の通りとする:

チーフ・コミセール

主催者代表

レース・ディレクターまたは同人に指名された代理人

レース・ドクター

安全責任者

チーム代表

AIGCP に指名された、大会に参加するチームのチーム監督(1)

AIGCP に指名された、大会に参加するチームのチームドクター(該当者がいる場合)(2)

CPA により指名された競技者の代表者

UCI 代表者(大会に出席していれば)

上記の参加者に加えて、代表団体の会長も会議に参加することができる。

(1) AIGCP により指名されたチーム代表は、チーム監督会議の開始前までに大会のチーフ・コミセールに自己紹介を行うものとする。チーム代表が AIGCP から指名されていない場合は、チーム監督会議において指名される。

(2) チームドクターの代表者の名前は、AIGCP から大会のチーフ・コミセールに伝えられるものとする。チーム監督会議の開始前に代表者が指名されていない場合、会議の出席者リストに代わりの者を加えることはできない。

(3) CPA により指名された競技者代表は、チーム監督会議の開始前までに当該大会のチーフ・コミセールに自己紹介を行う。競技者代表が CPA から指名されていない場合は、この代表者はチーフ・コミセールにより(当該競技者

た上で)指名される。

競技者およびチームの代表者は、自ら会議に出席するため、初めから終わりまで大会に立ち合わねばならない。

各代表者は、自らが代表する当事者の集团的利益のために行動る。代表者は、ある立場を取る前に、自らが代表する当事者で、異なる意見や利益を有する可能性のある十分な数の人と協議しておくものとする。こうした人々は、経験に基づいて勧告、意見、提案を寄せる。

責任

本文書が定める手続は、UCI 規則の条項 1.2.032 および条項 1.2.035 が規定する主催者の責任を妨げるものではない。

の同意を得た上で)指名される。

(4) 競技者は、レース中に下される可能性のある決定の結果に直接的な利害関係を有するとみなされる者(例:総合順位やポイント順位の首位者またはその総合順位やポイント順位の首位者、その直接の競合者ならびにそのチームメイト)を代表者に指名することは、可能な限り避けなければならない。チーフ・コミセールは、協議した競技者代表の多数意見(例:3人中2人)に依拠することができる。

7. 責任

本文書が定める手続は、UCI 規則の条項 1.2.032 および条項 1.2.035 が規定する主催者の責任を妨げるものではない。

上記の手順に従わずにコースや手続きを変更した場合、またはステージやレースの開始前に開催された会議および/または決定パネルで下された決定に従わなかった場合は、チーフ・コミセールによって報告され、懲戒処分の対象となる場合がある。